議案第89号「広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正すること について」に対する附帯決議について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第13条の規定により提出 します。

令和4年12月22日提出

 提出者
 広陵町議会議員
 吉
 村
 眞弓美

 賛成者
 同
 山
 村
 美咲子

## 議案第89号「広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正すること について」に対する附帯決議

広陵町は、可決された本条例の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

記

- 1 児童生徒に対し、栄養バランスがとれた安心安全な給食を提供すること
- 2 町は国に対して、給食費支援及び学校給食の無償化を強く要望すること
- 3 賄い材料費等の抑制に向け、あらゆる手法を研究し努力をすること
- 4 給食費の改定については保護者に対し丁寧な説明をし、理解を得られるように努めること
- 5 1年後、上記に係る取り組みについて議会に報告し、また経過措置の対応について は議会と協議すること

以上、決議する。

令和4年12月22日

奈良県広陵町議会